

特別児童扶養手当を支給します

特別児童扶養手当とは、身体・知的または精神に障がいのある20歳未満の児童を自宅で養育している保護者に対して手当の支給を行う制度です。

左記に該当すると思われる方はお問い合わせください。

◆支給要件(児童の障がいが①から③のいずれかに該当する場合)

- ①身体障害者手帳1、2級程度の障がいのある方および3、4級程度の障がいがある一部の方
- ②療育手帳A1(最重度)、A2(重度)、B1(中度)の一部の方
- ③精神の障がいがあり、①・②と同程度以上と認められる方

◆手当額

1級 月額5万2千200円
2級 月額3万4千770円

○お問い合わせ

本庁健康福祉課 福祉係

☎ 4312124

保護者交流会(くろしおっこな) かまの会)の開催について

発達に関する不安や、障がいのある子どもがいる家庭を対象に、保護者交流会を開催します。楽しく保護者同士の交流を深めませんか。きょうだい児の保育もありますので、お気軽にお申し込みください。

◆日時

8月4日(日)

午前9時30分～午後1時

◆場所

高知県立幡多青少年の家

◆対象者

小学生まで

◆支給の制限

該当する児童が施設などに入所している場合や、受給資格者・配偶者・扶養義務者に、前年の所得が一定額以上あるときは支給されません。

◆内容

- ・レクリエーション、簡単な防災食・防災紙食器づくり、昼食会(カレー)

1家族 500円

障がい児長期休暇支援事業の利用について

○お申し込み・お問い合わせ
本庁健康福祉課 福祉係

☎ 4312124

◆申込方法
左記へお電話ください。

◆申込期限

7月25日(木)

○お申し込み・お問い合わせ
本庁健康福祉課 福祉係

◆利用料金

1日600円(1人あたり)

◆開催場所

大方誠心園

◆持参するもの

昼食

※事前の申し込みにて1食300円で提供ができます。

○お申し込み・お問い合わせ

本庁健康福祉課 福祉係

☎ 4312124

◆時間
午前8時30分～午後5時30分

◆内容

レクリエーション、音楽療法、リハビリテーション、創作活動、日常生活動作の支援、療育等支援



※土日・祝日は休み
7月22日(月)～8月30日(金)